



福祉

高齢者の健康と福祉に関すること

高齢福祉課では、お年寄りが、健康で住み慣れた地域で生活できるように、また、要介護状態になった時には家族や本人を支えるための事業を行っています。

在宅介護をささえるための事業

問 高齢福祉課 いきいき福祉係 / 村松支所 福祉係

■介護者のつどい

自宅などで高齢者を介護している人の集まりです。月1回会を開催し、介護者同士で介護の工夫や介護サービスなどの情報交換を行ったり、講師を招いて講習会を行っています。

■家族介護支援事業(温泉割引券)

要介護2～5に認定された高齢者などを自宅で介護している家族に対し、日頃の疲れを癒していただくため市内の公共温泉施設で使える無料利用券を支給します。

※入館料は無料ですが、入湯税(150円)は利用者の負担となります。

■家族介護慰労事業

要介護4～5に認定された高齢者などを在宅で介護している家族に対して慰労金を支給し、在宅介護の労をねぎらいます。

※住民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービスを利用していない世帯が対象となります。

■在宅寝たきり老人等介護手当扶助金支給事業

在宅の寝たきりで常時おむつを使用している高齢者などを介護している家族などに対して、介護手当扶助金を支給し、在宅介護を支援します。

※65歳以上で6カ月以上経過した寝たきりの高齢者の人、身障者手帳1～2級または療育手帳Aの判定を受けている人、認知症などの人で月の半分を超えて在宅していること。

■老人日常生活用具給付事業

概ね65歳以上の低所得家庭で、6カ月以上寝たきりの人、または一人暮らしの高齢者などで必要と認められる人に対して、火災警報器などを給付します。

対象品目	費用
火災警報器、自動消火器 電磁調理器、呼び出し装置	生計中心者の前年度所得税額により、自己負担があります。

■いきいき居宅介護支援事業

介護保険の認定が自立と判定された人で、一人暮らしなどで日常生活を継続するために何らかの支援が必要な人に対して、訪問介護などのサービスを提供します。サービスを利用することにより、介護が必要な状態になることを防ぐことも目的としています。

■高齢者緊急短期入所事業

介護保険の要支援以上の認定を受けた人で、介護者の冠婚葬祭など社会的な理由により緊急に短期入所を利用しなければならない場合、介護保険の給付に上乗せして利用することができます。

■認知症高齢者介護支援事業

認知症により介護が困難な人について、介護保険サービスに上乗せしてサービスが利用できるように支援します。

要支援～要介護3までの人で認知症のある人が対象です。ただし、短期入所は要介護4・5も対象となります。

■高齢者ショートステイ事業

在宅での日常生活が一時的に困難になったときなどに養護老人ホームに短期間入所できるものです。原則として、手を貸せば身の回りの事が自分でできる程度の人を対象とします。

■緊急通報装置付与事業

在宅の一人暮らしの高齢者や重度身体障がい者の、緊急異常時に迅速に対応するために、通報装置を貸与します。設置費用は市が負担。基本料は市が負担しますが、電話回線使用料は利用した分のみ個人負担となります。

■介護用品支給事業

要介護4～5に認定されている重度の人を在宅で介護している家族を支援するため、次の介護用品と交換できる支給券を交付します。

支給品目	支給額
紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプーなど	一人 6,000円/月

※住民税非課税世帯が対象になります。



福祉

広告



特別養護老人ホーム みどりの園
みどり多機能ホーム
デイサービスセンター ところつくしの家
ところつくし介護支援センター



五泉みどり保育園
ひまわり保育園
村松第3保育園
学童保育みどり共育学園



特定非営利活動法人
心つくし会



グループホームありがとうの家
グループホームありがとうの家小新保
グループハウスみどりの家
みどりケアセンター



心をつくして人を育む

社会福祉法人 みどり心育会

五泉市村松甲5600-1

☎ 0250-58-6700

みどり心育会

検索

■寝具類等選択乾燥消毒サービス事業

概ね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみ世帯、あるいは在宅で3カ月以上寝たきりの人を介護している世帯などで寝具の衛生管理が困難な人に対して、寝具の乾燥消毒及び丸洗いをを行います。(1回300円の負担金を頂きます)

■徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症の高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステム(GPS)を活用して、その居場所を特定し、家族に連絡して事故を防止するという事業です。携帯電話程度の大きさの探索装置を貸し出します。(サービスの利用料は、月1,000円です)

高齢者の生活を支援する事業

問 高齢福祉課 いきいき福祉係 / 村松支所 福祉係

■軽度生活援助事業

一人暮らしの高齢者などが安心して在宅で暮らせるように、買い物や外出時の付添い、家屋内の整理など日常生活上必要と認める軽易な作業について支援します。
※利用は月10時間限度。玄関前の除雪については、1月当たりの利用限度時間はありません。

■ごせん乗合タクシー「さくら号」助成事業

乗合タクシーを利用される65歳以上の人を対象に、チケット(11枚綴り3,000円)を購入時、申請することにより300円を助成します。

■高齢者及び一人親世帯公衆浴場無料入浴事業

家庭に入浴設備がない高齢者や一人親家庭のうち、常に公衆浴場を利用している人を支援するため、1人10枚/月の無料入浴券を交付します。
※利用できる施設は老人福祉センター翠泉園・村松老人福祉センターかがやきの郷です。

■福祉電話設置事業

低所得の在宅一人暮らしの高齢者または身体障がい者などで電話のない人に対して、電話を設置し基本料金を市が負担します。通話料は個人負担となります。

■高齢者世帯雪おろし援助事業

一人暮らしや高齢者だけの世帯で自力では雪おろしができない世帯を支援するために、雪おろしを行った場合に補助します。

■要介護老人福祉用具給付事業

寝たきりや一人暮らしの高齢者に、日常生活を営む上で必要な次の福祉用具を給付します。

支給品目	費用
シルバーカー、吸引器、吸入器、白内障用眼鏡	生計中心者の前年度所得税額により、自己負担があります。

■生活支援ハウス

一人暮らしで身寄りがないなど援護が必要な高齢者で、一人で生活続けることに不安を感じている高齢者に対し、交流機能などを備えた住居を提供します。居住部門の費用は、収入により異なります。

■養護老人ホーム

概ね65歳以上の低所得世帯(生活保護世帯や、市民税の所得割が非課税の世帯)で、家庭内での日常生活が困難な場合、養護老人ホームに入所することができます。

※入所に際しては、入所判定会議で入所が適切との判断が必要となります。

なお、入所者についても概ね年1回程度入所継続の可否について判定を行う予定です。

※費用:所得に応じて本人及び扶養義務者に負担があります。

■成年後見制度利用支援事業

判断能力にハンディがあると思われる認知症高齢者などの権利を擁護し、安心して暮らすことができるようにするための「成年後見制度」の利用について支援します。

☆実際に制度利用のために必要な費用の補助などを行います。

■高齢者生活安全訪問事業

地域との交流が少ない一人暮らし高齢者に対し、社会福祉協議会のヘルパーやシルバー人材センターの会員が定期的に家庭訪問し、安否の確認や生活上の相談などを行う事業です。

■ひとり暮らし高齢者 老人福祉センター無料利用券交付事業

一人暮らしの方の健康と福祉の増進を目的として、老人福祉センターの無料利用券を発行します。対象は市内に居住の65歳以上の一人暮らし高齢者の人で、年1回交付します。

※利用は月2回までです。

■食の自立支援事業(弁当配達サービス)

一人暮らしの高齢者などに栄養バランスの取れた弁当を週2回定期的に配布します。調理することや買物などが困難な場合、あるいは毎日の献立の参考にしたい場合などに利用ください。利用料は1食300円です。



福祉



家族と共に

株式会社 菜の花

小規模多機能型居宅介護 菜の花
小規模多機能型居宅介護 とういし菜の花
グループホーム 菜の花

一人を大切に!

少人数、個別対応の
まごころ介護

(地域密着型通所介護)

まごころデイサービス
おぎそね

〒959-1852 五泉市荻曽根227

☎ (0250)25-7253

FAX (0250)25-7254

E-mail:contact.magokoro@gmail.com

介護予防をすすめるための事業

問 高齢福祉課 いきいき福祉係

■介護予防教室

高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康でいきいきとした生活を送ることができるよう介護予防教室を開催します。

■生きがいデイサービス(きなせや悠遊館)

月曜日から金曜日まで開館しており、お年寄りのいこいの場として利用してください。ゲームやカラオケ、趣味活動、また季節の行事などを行っています。

■家事の達人「初級講座」

家事経験のほとんどない男性を対象に、楽しみながら簡単な調理を学ぶための講座です。4回1コースとなっています。

会場は五泉市保健センター、五泉市村松保健センターで開催しています。

■運動器の機能向上事業

高齢者を対象に、寝たきりの原因の一つである転倒・骨折を予防するための教室を開催します。主な内容は、対象者の体力測定や生活習慣、環境の把握と食生活及び生活指導、運動療法訓練です。

■お茶の間サロン

閉じこもりがちな高齢者などがいきいきと暮らし続ける活力を持ってもらえるように、地域の集会所などを会場に

「お茶の間サロン」を開催しています。ボランティアの協力を得て、市内各所で定期的に開催しています。詳しい日程などは問い合わせください。

■健口教室

歯や歯肉、口の周りの筋肉の衰えは体力の低下や全身の病気の引き金となることもあります。口の健康を守るための知識を習得したり、低栄養を予防するための教室です。

■高齢者栄養改善事業

高齢者の低栄養を予防するために、実際に調理をしたり、料理を食べたり、また調理の工夫ができるよう助言しています。各地区のお茶の間サロンで行っています。

■ボランティア講座

身近な住民同士によるちょっとした見守り、手助けができる地域づくりをテーマとし、「すこやか元気塾」を町内単位で開催しています。

■初期認知症予防教室

初期認知症が疑われる人を対象に、パズルやゲームなどの脳活性化訓練を週1回、全20回コースの教室を行っています。

■認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によって作っていくことを目指しています。オレンジのリングがサポーターの目印です。

高齢者の生きがいを支援する福祉施設等

■馬下保養センター

世代を越えた交流の場として、また健康で豊かな生活を送るための健康増進の場として、湯量豊富で泉質の良い温泉を活用した保養施設です。市内の人はもちろん、市外の人からも広く利用されています。

開館時間	午前9時～午後8時		
入館料	大人	1人400円(入湯税、消費税込)	
	※12歳未満の子供	1人250円(消費税込)	
個室使用料	日帰り	1室 1,000円	午前11時～午後3時まで※寝具類の使用はできません。
	宿泊	1室 4,000円	午後4時～翌朝9時まで※寝具類は4人分使用できます。
休館日	毎月 第4水曜日(祝日の場合は翌日) ※特別な理由で休館することがあります。		
その他	☆日帰り、宿泊の個室利用については直接センターに予約してください。 なお、当日空きがあれば予約がなくても利用できます ☆一冊4,000円の回数券(11枚綴り)も販売しています。		
問い合わせ先	五泉市馬下保養センター 馬下1816番地 ☎47-1030		

広告



社会福祉法人 中東福祉会

五泉市本町六丁目7番7号 0250-47-4500 (法人本部)
ホームページアドレス <http://tyutofukushikai.com/>

菅名の里	あさひの家
五泉中央デイサービスセンター	虹工房
うずらはし	フレンド
五泉中央サポートセンター	陽だまり
まおろしの郷	いずみ
帛の郷	ま～まあカフェ
いずみの里	たんぽぽ
第二いずみの里	ひまわりの家
満日の里	まんにち
きなせ家	なでしこ
さくらの里	

■五泉市老人福祉センター

教養を深めたり趣味を活かすことができるような講座を通じて、高齢となっても誰もがいきいきと明るく豊かな生活が続けられように、また、交流の場として広く活用することができます。

【翠泉園】

利用時間	日・月・水・木・土 午前8時30分～午後5時	火・金 午前8時30分～午後7時
入浴時間	午前10時～午後5時	午前10時～午後7時
休館日	毎月第2水曜日(その日が祝日の場合は、その翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)	
利用料金	市内在住の60歳以上個人利用 1人 200円 // 団体利用 1人 150円 ※上記以外の方は1人400円です。	
問合せ先	五泉市老人福祉センター翠泉園 五泉市横町3-3-9 ☎42-3414	

【村松老人福祉センターかがやきの郷】

利用時間	日・月・水・木・土 午前8時30分～午後5時	火・金 午前8時30分～午後7時
入浴時間	午前10時～午後5時	午前10時～午後7時
休館日	毎月第3水曜日(その日が祝日の場合は、その翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)	
利用料金	市内在住の60歳以上個人利用1人200円 // 団体利用1人150円 ※上記以外の方は1人400円です。 個室等を利用した場合上記の料金に室料が加算されます 大広間 2,000円 研修室 1,000円 和室(8畳) 500円	
問合せ先	五泉市村松老人福祉センター 五泉市石曽根8074-1 ☎58-2659	



福祉

▶高齢者のための総合相談窓口

問 地域包括支援センター / 在宅介護支援センター

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援するために平成19年4月に設けられました。市内に2ヶ所の支援センターがあります。どのようなことでも気軽に相談ください。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が答えます。相談は無料で、土日祝日以外の午前8時30分～午後5時まで相談を受け付けます。

■地域包括支援センターの主な仕事

【自立して生活できるよう支援します】

介護認定で要支援1・2と認定された人や、介護が必要となるおそれの高い人への支援を行います。

【地域のつながりを深めます】

高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるため、本人自身の力や地域のさまざまな資源を活用し、生活を支える福祉・医療などのネットワーク作りを行います。

【高齢者のみなさんの権利を守ります】

訪問販売などによる消費者被害や、高齢者虐待への対応を行います。

※高齢者のみなさん、家族のみなさんが生活の中で困ったことなどありましたら気軽に相談ください。内容によっては、自宅にも訪問します。

五泉地域包括支援センター
五泉市南本町1-6-24
☎41-1710(直通) ☎43-3911 FAX41-1720

五泉市村松地域包括支援センター
村松乙116-1村松保健センター内
☎58-8811(直通)
☎58-7181(内線530・534・535) FAX58-8811

■在宅介護支援センター

在宅介護支援センターでは、高齢となっても健康でいきいきとした生活を送ることができるように、また介護が必要な状態にならないように、高齢者の人の家庭への訪問などを通じて、在宅での介護や日常生活上のさまざまな相談に応じるとともに、サービスの紹介や手続きの代行をしています。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協力機関として訪問活動を行っています。必要時、包括支援センターと連携し、より適切な支援を行います。在宅での介護や生活する上で何か困ったことがありましたら、気軽に相談ください。

■五泉市内の在宅介護支援センター

施設名	住所	電話番号
在宅介護支援センター 営名の里	五泉市馬下1814-19	47-1083
在宅介護支援センター うずらはし	五泉市橋田丙497-2	48-5588
五泉市村松在宅介護支援センター	五泉市愛宕甲7211-1	58-1141
愛宕の里在宅介護支援センター	五泉市村松1409-1	58-6976
五泉中央在宅介護支援センター	五泉市太田1133	41-1212

介護保険事業

五泉市内及び近隣市町村の介護保険施設(事業所)

問 高齢福祉課 介護保険係 / 村松支所 福祉係

1 五泉市内

事業の種類	事業所名	住所	電話番号
居宅介護支援	在宅介護支援センターすもとの里	論瀬5975-12	43-3300
	五泉中央サポートセンター	太田1135-1	41-1231
	ケアサポートセンターひまわり	南本町3-949	41-0303
	ケアステーションこんぺいとう	宮町4-10	47-3261
	在宅介護支援センターうずらはし	橋田丙497-2	48-5588
	(福) 親永会 五泉はじめ居宅支援室	馬下1381	47-1066
	五泉社協ふれあいステーション	愛宕甲7211-1	58-1112
	こころつくし介護支援センター	村松甲5551-1	41-5222
	ケアプラン山王苑	村松203-1	41-5232
	愛宕の里在宅介護支援センター	村松1409-1	58-6976
	愛松園	番坂新174-2	58-5447
	居宅介護支援事業所 縁	村松甲4050-1	47-7826
	ニチイケアセンター村松	村松甲2958-3	58-0021
	ツクイ五泉赤海	赤海2-6-14	43-8800
	ケアプランどりーむ	駅前1-9-8	47-8171
訪問介護	在宅介護支援センター 菅名の里	馬下1814-19	47-4719
	ニチイケアセンター五泉	吉沢1-6-20	58-9456
	社協ふれあいステーション五泉	太田1092-1	41-1000
	新潟みらい農業協同組合五泉訪問介護センター	旭町7-8	43-5856
	ケアステーションこんぺいとう	宮町4-10	47-3261
	社協ふれあいステーション村松	愛宕甲7211-1	58-1112
	ニチイケアセンター村松	村松甲2958-3	58-0021
訪問看護	みどりケアセンター	村松甲5600-1	58-5827
訪問看護	北日本訪問看護ステーション	太田440-1	43-8449
訪問リハビリ	五十嵐整形外科	南本町3-948-1	41-0303
	老人保健施設 愛宕の里	村松1409-1	58-6891
通所介護 (☆印は地域密着型サービス)	五泉はじめデイサービスセンター	馬下1381	47-1066
	デイサービスセンター菅名の里	馬下1814-19	47-1083
	五泉中央デイサービスセンター	太田1133	41-1212
	デイサービスセンターすもとの里	論瀬5975-12	43-5107
	デイサービスセンターうずらはし	橋田丙497-2	48-5577
	デイサービスひまわり	南本町3-948-1	41-0303
	五泉市村松デイサービスセンター	愛宕甲7211-1	58-1141
	デイサービスセンター萬葉苑	村松1352	58-7160
	デイサービスひなたぼっこ	村松203-1	41-5233
	ツクイ五泉赤海デイサービス	赤海2-6-14	43-8800
認知症対応型通所介護 (地域密着型サービス)	デイサービスセンターこころつくしの家 ☆	村松甲5600-1	58-8312
	まごころデイサービスおぎそね ☆	荻曾根227	25-7253
	宮の森デイサービスセンター ☆	本町4-3-12	47-8772
	五泉中央デイサービスセンター	太田1133	41-1212
通所リハビリ	デイサービスセンターうずらはし	橋田丙497-2	48-5577
	デイケアひまわり	南本町3-948-1	41-0303
短期入所生活介護	老人保健施設 愛宕の里	村松1409-1	58-6891
	菅名の里	馬下1814-19	47-1083
	ショートステイすもとの里	論瀬5975-12	43-5307
	ショートステイひまわり	南本町3-948-1	41-0303
	まおろしの郷	馬下1429	47-1070
	愛松園	番坂新174-2	58-5725
	特別養護老人ホーム山王苑	村松203-1	58-8989
	ショートステイあけぼの	村松98-1	41-5650
短期入所療養介護	老人保健施設 愛宕の里	村松1409-1	58-6891
小規模多機能型居宅介護 (地域密着型サービス)	小規模多機能型居宅介護アイカ	南本町2-3-2	43-7044
	小規模多機能型居宅介護菜の花	猿和田534-1	47-3147



福祉

事業の種類	事業所名	住所	電話番号
小規模多機能型居宅介護 (地域密着型サービス)	ケアサポート虹	船越130-2	25-7416
	コミュニティサービスきずな	上木越甲40-3	41-3636
	小規模多機能型居宅介護とういし菜の花	東石曾根5651	58-1767
	小規模多機能型居宅介護結の里	五十嵐新田855-1	42-6000
	みどり多機能ホーム	村松甲5592-1	58-6400
	多機能ホームぶらんと北五泉	北五泉駅前2-13	47-8255
認知症対応型 共同生活介護 (地域密着型サービス)	グループホームすもとの里	論瀬5975-12	43-5107
	はあとふるあたごグループホーム五泉	太田2-1-3	41-1610
	グループホーム楓の杜	南本町2-3-2	43-7048
	グループホームありがとうの家	村松甲5604-1	58-8313
	グループホーム菜の花	東石曾根5651	58-0212
	グループホームありがとうの家小新保	村松1289-1	58-7890
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム菅名の里	馬下1814-19	47-1080
	特別養護老人ホームすもとの里	論瀬5975-12	43-5307
	特別養護老人ホーム愛松園	番坂新174-2	58-5725
	特別養護老人ホーム山王苑	村松203-1	58-8989
	特別養護老人うずらはし	橋田丙497-2	48-5577
小規模特別養護 老人ホーム (地域密着型サービス)	地域密着型特別養護老人ホーム第二山王苑あけぼの	村松98-1	41-5650
	特別養護老人ホームまおろしの郷	馬下1429	47-1070
	特別養護老人ホーム結の里	五十嵐新田855-1	42-6000
	特別養護老人ホーム帛の郷	本町6-7-7	47-4300
	特別養護老人ホームみどりの園	村松甲5551-1	47-5700
介護老人保健施設	老人保健施設 愛宕の里	村松1409-1	58-6891
介護療養型医療施設	南部郷厚生病院	愛宕甲2925-2	58-6111

※「地域密着型サービス」とは……

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活できることを目的としたサービスで、市内に在住の人だけが利用できます。

2 近隣市町村の主なもの

事業の種類	事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームこぐち苑	新潟市秋葉区	21-6161
	特別養護老人ホームかんばらの里	新潟市秋葉区	25-1102
	特別養護老人ホームこすど蒼丘の里	新潟市秋葉区	61-0333
	特別養護老人ホームあがうら	新潟市秋葉区	22-4882
	特別養護老人ホーム向陽の里	新潟市江南区	025-382-8222
	特別養護老人ホーム横雲の里	新潟市江南区	61-5555
	特別養護老人ホームあがの八雲苑	阿賀野市	68-1722
	特別養護老人ホーム平成園	加茂市	0256-52-1711
	特別養護老人ホーム第二平成園	加茂市	0256-41-4031
	特別養護老人ホーム東蒲の里	阿賀町	0254-92-3367
	特別養護老人ホーム東蒲の里みかわ園	阿賀町	0254-99-3730

広 告

医療法人社団 真仁会

老人保健施設 愛宕の里



生活機能の維持・向上をめざし、総合的に援助します。

五泉市村松1409番地1 TEL 0250-58-6891

愛宕の里 在宅介護支援センター

高齢者の介護の悩みなど、お気軽にご相談ください。

五泉市村松1409番地1 TEL 0250-58-6976

北日本 訪問看護ステーション

職員がご自宅を訪問して看護サービスを提供します。

五泉市太田440番地1 TEL 0250-43-8449

南部郷総合病院

南部郷厚生病院

北日本脳神経外科病院

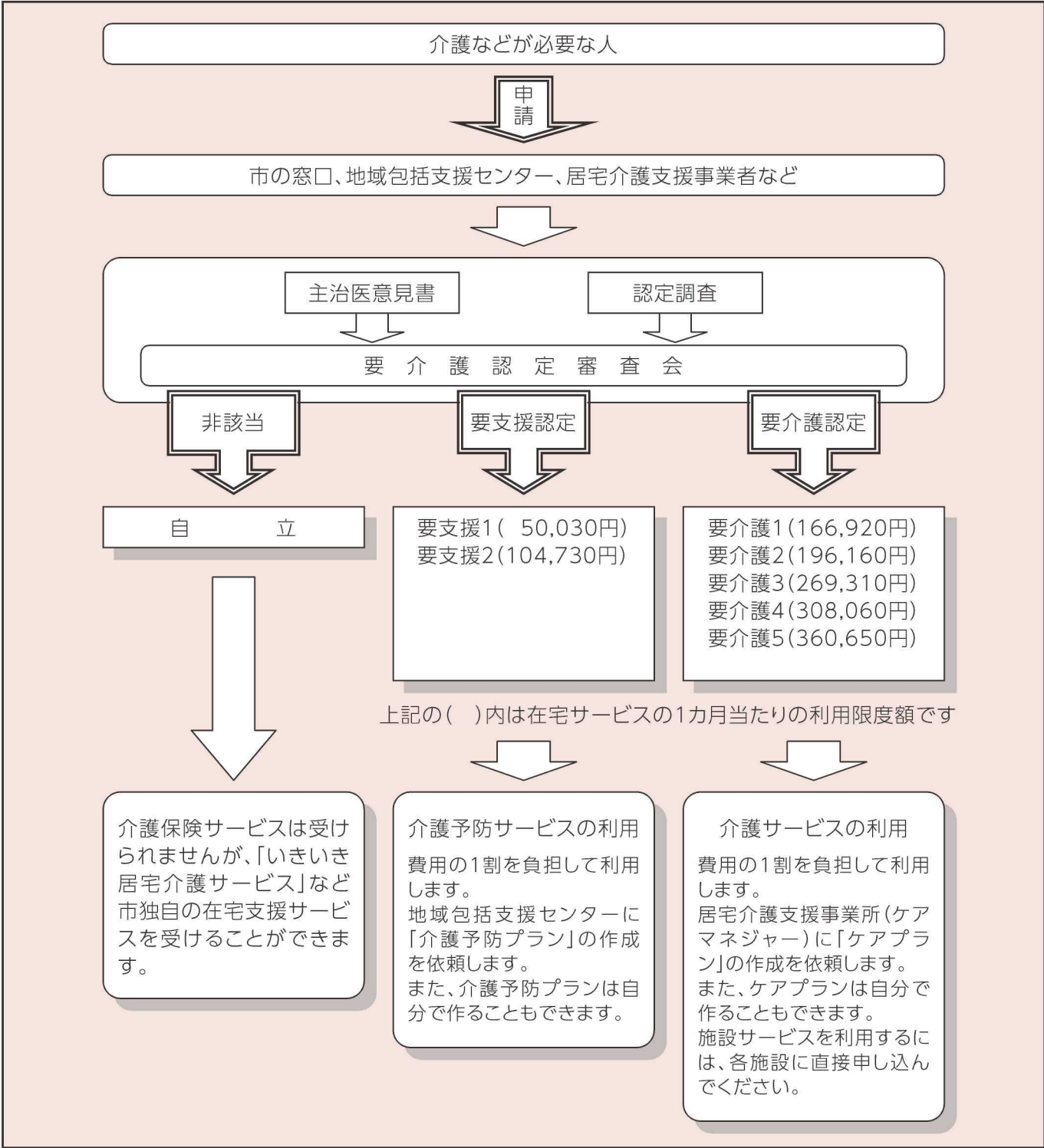
事業の種類	事業所名	住所	電話番号
老人保健施設	老人保健施設 秋葉の郷	新潟市秋葉区	25-3331
	老人保健施設 おぎの里	新潟市秋葉区	25-3071
	老人保健施設 健進館	新潟市秋葉区	23-5152
	老人保健施設 マチュアハウス横越	新潟市江南区	61-5050
	老人保健施設 阿賀の庄	阿賀野市	68-1700
	老人保健施設 三川しんあい園	阿賀町	0254-99-5111

介護保険サービスについて

問 高齢福祉課 介護保険係

サービスを利用するまでの流れ

介護保険サービスを利用するには、介護などが必要な状態であるという認定を受ける必要があります。
申請から認定の結果が出るまでは約1カ月かかります。審査会による審査を経て、要支援1～2または要介護1～5に認定されると介護保険サービスを利用することができます。



■介護保険サービスの主な種類と内容

◎介護保険サービスは、要介護1～5の人が利用する「介護サービス」と、要支援1～2の人が利用する「介護予防サービス」に分かれており、サービス内容や費用の算定方法も異なります。

◎掲載したサービス利用料(1割負担分)は、あくまで目安です。利用者の状態やサービス事業所の体制などによって利用料は違いますので、詳しくはケアマネージャーやサービス事業所に確認ください。

	介護予防サービス(要支援1・2の人)	介護サービス(要介護1～5の人)
在宅サービス	- 介護予防訪問介護 - 介護予防訪問入浴介護 - 介護予防訪問看護 - 介護予防訪問リハビリテーション - 介護予防在宅療養管理指導 - 介護予防通所介護 - 介護予防通所リハビリテーション - 介護予防短期入所生活介護 - 介護予防短期入所療養介護 - 介護予防特定施設入居者生活介護 - 介護予防福祉用具貸与 - 介護予防特定福祉用具購入 - 介護予防住宅改修	- 訪問介護 - 訪問入浴介護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 在宅療養管理指導 - 通所介護 - 通所リハビリテーション - 短期入所生活介護 - 短期入所療養介護 - 特定施設入居者生活介護 - 福祉用具貸与 - 特定福祉用具購入 - 居宅介護住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
	- 介護予防認知症対応型通所介護 - 介護予防小規模多機能型居宅介護	- 認知症対応型通所介護 - 小規模多機能型居宅介護
住居系施設のサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護	- 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム) - 認知症対応型共同生活介護
		- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) - 介護老人保健施設 - 介護療養型医療施設



福祉

■主なサービスの内容

～在宅で利用するサービス～

【訪問介護・介護予防訪問介護】

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの身のまわりの世話をを行います。

身体介護

- ・食事や入浴、排泄の介助
- ・衣類の着脱の介助
- ・身体の清拭、洗髪の介助 など

※世帯や家族の状況にかかわらず、利用することができます。

生活援助

- ・食事の用意や衣類の洗濯
 - ・住居などの清掃や生活必需品の買い物 など
- ※介護保険で生活援助が利用できるのは、次のような場合です。

- ①利用者が一人暮らしの場合
- ②家族など同居している場合は、家族などが病気などの理由により家事を行うことが困難な場合

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防訪問介護)

要支援1・2(週1回程度の利用が必要な場合)	1月につき 1,268円
------------------------	-----------------

○要介護1～5の人(訪問介護)

時間	内容	身体介護中心 (1回につき)	生活援助中心 (1回につき)
30分以上1時間未満 ※身体介護のみ		421円	
20分以上45分未満			199円

【訪問看護・介護予防訪問看護】

看護師などが自宅を訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

- ・血圧や脈拍などの病状のチェック
- ・床ずれの予防や処置
- ・経管栄養、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防訪問看護)、要介護1～5の人(訪問看護)

時間	内容	訪問看護ステーションが行う場合
20分以上30分未満		469円
30分以上1時間未満		820円

【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

入浴が困難な人の自宅に、移動入浴車などで訪問して、入浴の介助を行います。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防訪問入浴介護)

1回につき 862円

○要介護1～5の人(訪問入浴介護)

1回につき 1,276円





【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】
理学療法士や作業療法士などのリハビリの専門家が自宅を訪問して、日常生活の自立のためのリハビリテーションを行います。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防訪問リハビリテーション)、要介護1～5の人(訪問リハビリテーション)
1回につき 308円

【居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師が訪問して要支援・要介護認定を受けた人やその家族に介護方法などの指導や助言・情報提供を行います。また、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問して療養上の指導を行います。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防居宅療養管理指導)、要介護1～5の人(居宅療養管理指導)

医師または歯科医師が行う場合	1回につき 503円
薬局の薬剤師が行う場合	1回につき 553円
歯科衛生士が行う場合	1回につき 352円

※この他に、管理栄養士、保健師、看護師などが行う場合や、有料老人ホームなどへ入居している場合などの費用設定があります。

～日帰りで利用するサービス～

【通所介護・介護予防通所介護 ～デイサービス～】

デイサービスセンターなどの施設へ通い、入浴や食事の提供、日常生活上の世話などを受けることができます。

- ・看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- ・移動や排泄の介助、見守りなどのサービス
- ・レクリエーションなど、高齢者同士の交流

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防通所介護)

要支援1	1月につき 1,788円
要支援2	1月につき 3,662円

○要介護1～5の人(通所介護)

要介護1	1回につき 840円
要介護2	1回につき 964円
要介護3	1回につき 1,092円
要介護4	1回につき 1,220円
要介護5	1回につき 1,348円

注:食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

※平成29年4月より、介護予防通所介護は、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する予定です。

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション～デイケア～】

介護施設などへ通い、理学療法士などによるリハビリテーションを受けることができます。また、入浴や食事の提供、レクリエーションなども受けることができます。

- ・医師の指示に基づく、理学・作業療法士によるリハビリテーション
- ・利用者が参加するレクリエーション など

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防通所リハビリテーション)

要支援1	1月につき 2,181円
要支援2	1月につき 4,223円

○要介護1～5の人(通所介護)

要介護1	1回につき 821円
要介護2	1回につき 975円
要介護3	1回につき 1,127円
要介護4	1回につき 1,268円
要介護5	1回につき 1,436円

注:食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

～有料老人ホームなどに入居している人は・・・～

【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームなどに入居している人も食事や入浴、排泄などのサービスを介護保険で利用することができます。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防特定施設入居者生活介護)、要介護1～5の人(特定施設入居者生活介護)

要支援1	1日につき 179円
要支援2	1日につき 308円
要介護1	1日につき 533円
要介護2	1日につき 597円
要介護3	1日につき 666円
要介護4	1日につき 730円
要介護5	1日につき 798円

注1:食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用(家賃・敷金・礼金・共益費など)は、保険の対象になりませんので、事業者に確認してください。

注2:その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできません。

【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護】

柔軟かつ効率的なサービスが提供できるように、生活相談や介護サービス計画の作成は施設職員が行いますが、介護などのサービス提供は外部のサービス提供事業者が行います。

サービスの費用は、介護サービス計画作成などの基本サービスの金額と、実際にサービスを利用した金額の合計となりますが、介護度により利用限度額が設定されています。

～短期入所サービス～

【短期入所介護・介護予防短期入所介護(療養介護)～ショートステイ～】

介護する人の負担を軽減するために、特別養護老人ホームや老人保健施設・病院などの施設へ短期間入所し、入浴・排泄・食事などの介助や日常生活上の世話、機能訓練などを受けることができます。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○要支援1・2の人(介護予防短期入所生活介護)、要介護1～5の人(短期入所生活介護)

短期入所単独事業所
【単独型・ユニット型個室】の場合

要支援1	1日につき	596円	要支援1	1日につき	857円
要支援2	1日につき	719円	要支援2	1日につき	1,001円
要介護1	1日につき	805円	要介護1	1日につき	1,104円
要介護2	1日につき	875円	要介護2	1日につき	1,153円
要介護3	1日につき	950円	要介護3	1日につき	1,216円
要介護4	1日につき	1,020円	要介護4	1日につき	1,268円
要介護5	1日につき	1,090円	要介護5	1日につき	1,323円

注1:この他に、別途食費・居住費などが必要です。(下記参照)

注2:食費・居住費には、所得に応じて軽減の制度があります。(下記参照)

～介護保険施設に入所(入院)するサービス～

要介護1～5の人が利用できます。

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

常時介護が必要で自宅では介護が困難な人が入所します。施設サービス計画に基づいて食事や入浴、排泄などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○ユニット型個室を利用した場合

要介護1	30日当たり	22,530円
要介護2	30日当たり	24,630円
要介護3	30日当たり	26,880円
要介護4	30日当たり	28,980円
要介護5	30日当たり	31,080円

注1:この他に、別途食費・居住費・日常生活費などが必要です。(下記参照)

注2:食費・居住費には、所得に応じて軽減の制度があります。(下記参照)

【特定施設入所者介護サービス費の支給】

市民税非課税世帯の人(世帯分離している配偶者が市民税課税者の場合、及び預貯金などが一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える人を除きます。)に対しては、施設サービスや短期入所を利用したときの食費と居住費の負担が大きくならないように、次のように自己負担の上限額を設けます。

○食費・居住費の負担限度額

所得段階			第1段階	第2段階	第3段階	基準費用額
食費の限度額			300円	390円	650円	1,380円
居住費の限度額	多床室	特養など	0円	370円	370円	840円
		老健・療養など	0円	370円	370円	370円
	従来型個室	特養など	320円	420円	820円	1,150円
		老健・療養など	490円	490円	1,310円	1,640円
	ユニット型準個室		490円	490円	1,310円	1,640円
	ユニット型個室		820円	820円	1,310円	1,970円

【介護老人保健施設】

病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点をおいたケアが必要な人が入所します。施設サービス計画に基づいて医療や看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の世話などのサービスを受けることができます。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○多床室を利用した場合

要介護1	30日当たり	24,300円
要介護2	30日当たり	25,770円
要介護3	30日当たり	27,630円
要介護4	30日当たり	29,190円
要介護5	30日当たり	30,810円

注1:この他に、別途食費・居住費・日常生活費などが必要です。(下記参照)

注2:食費・居住費には、所得に応じて軽減の制度があります。(下記参照)

【介護療養型医療施設】

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人のための病床です。施設サービス計画に基づいて医療や療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などのサービスを受けることができます。

標準的なサービスの自己負担額(費用の1割)

○多床室を利用した場合

要介護1	30日当たり	23,820円
要介護2	30日当たり	26,970円
要介護3	30日当たり	33,780円
要介護4	30日当たり	36,690円
要介護5	30日当たり	41,070円

注1:この他に、別途食費・居住費・日常生活費などが必要です。(下記参照)

注2:食費・居住費には、所得に応じて軽減の制度があります。(下記参照)



福祉